

令和7年度～令和11年度

国分寺市

概要版

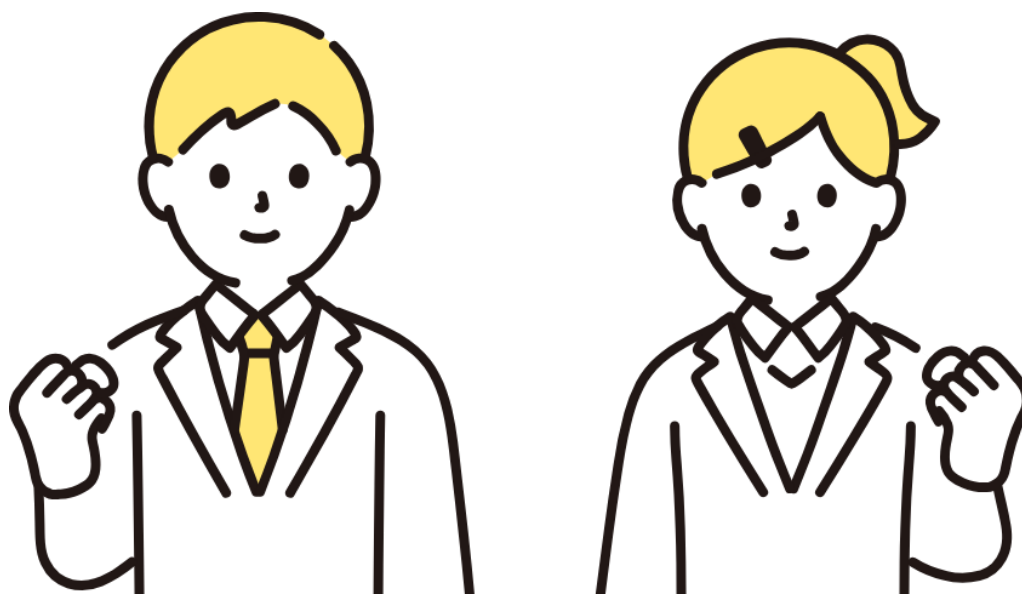
子ども若者・子育て
いきいき計画



令和7年2月
国分寺市

目次

1	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画とは	1
2	統計データからみる本市の状況	3
3	計画のポイント	4
4	子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取	6
5	基本理念・基本目標	8
6	施策の展開	9
7	子ども・子育て支援事業計画	12



1. 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画とは

▶計画の内容

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画とは、子どもや若者、子育て支援を推進する総合的な計画として「第2次国分寺市総合ビジョン」や「第2次国分寺市地域福祉計画」などの上位・関連計画と整合性・連携を図りながら、本市における今後の子どもや若者、子育て支援施策の具体的な方向や取組内容について定めるものです。この計画では、こども基本法に基づく「こども大綱」をもとに、地域の特徴や課題、住民のニーズなどを調査し、それらの情報を参考にしながら施策を展開します。計画には、市が子どもや若者、子育て当事者に関わる施策を進めるに当たって、大切にしたいことや、実際にどのように取組を進めるのかを記載しています。

本市では、この計画に基づいて、子どもや若者、子育て当事者に関わる施策を総合的に推進していきます。

〈計画に含まれる要素〉



メモ 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは、世界中の全ての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。「人権」とは、「誰もが生まれながらに持っている、人間らしく幸せに暮らす権利」のことです。子どもの権利条約では、子どもは「弱くて大人から守られる存在」ではなく、「一人の人間として人権をもっている」と考え、大人と同様に、一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって、保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約には、以下の4つの原則があります。

全ての子どもが差別されないこと

その子にとっての幸せを考えること

命を守られ成長できること

子どもが意見を言えること

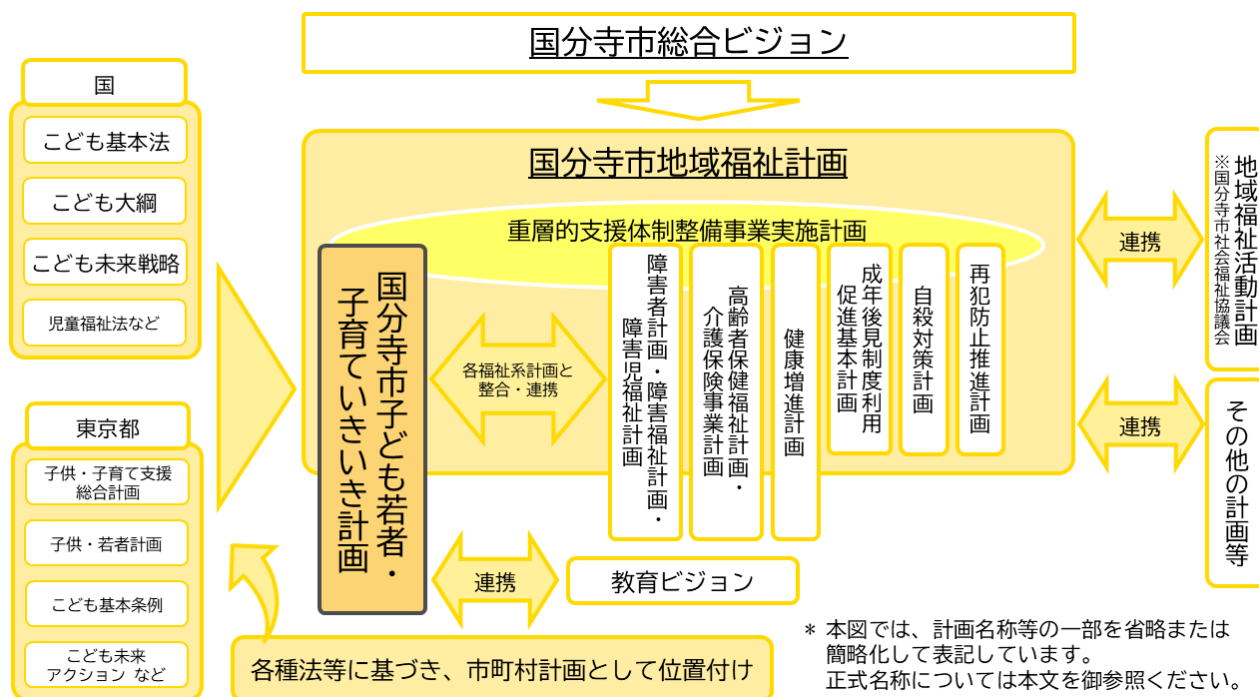
この4つのルール等を踏まえ、こども基本法が制定されました。市は、子どもの権利条約やこども基本法の考え方を大切にしながら、この計画を策定しました。（詳しくはp. 4）

▶計画の位置付け

この計画は、「第2次国分寺市地域福祉計画」の子ども分野に係る計画として位置づけ、本市における今後の子ども・子育て・若者支援施策の具体的な方向性や取組内容について定めています。また、以下の計画を一体のものとして策定しています。

- (1) こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- (3) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「成育医療等に関する計画」
- (4) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- (5) 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

そのほか、「こども大綱」の子どもや若者施策に関する方針、子どもの貧困対策に係る市の方針、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」や令和6年4月施行の児童福祉法の改正内容も反映しています。本市では、子ども・子育て・若者支援を推進する総合的な計画として、「第2次国分寺市総合ビジョン」をはじめ、上記「第2次国分寺市地域福祉計画」等の上位・関連計画と整合性・連携を図りながら、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を進めていきます。



▶計画の対象

本計画は、子どもや若者、子育ての当事者である保護者や家族、地域における支援者や団体など、子育て・子育てに関わる人や団体等を対象としています。子ども・若者とは、心身の発達の過程にある全ての者とし、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て、成人期への移行期にある者が、個々の発達の度合い等に応じた適切な支援を受けつつ、地域で幸せに暮らしていけるまちづくりを推進します。

2. 統計データからみる本市の状況

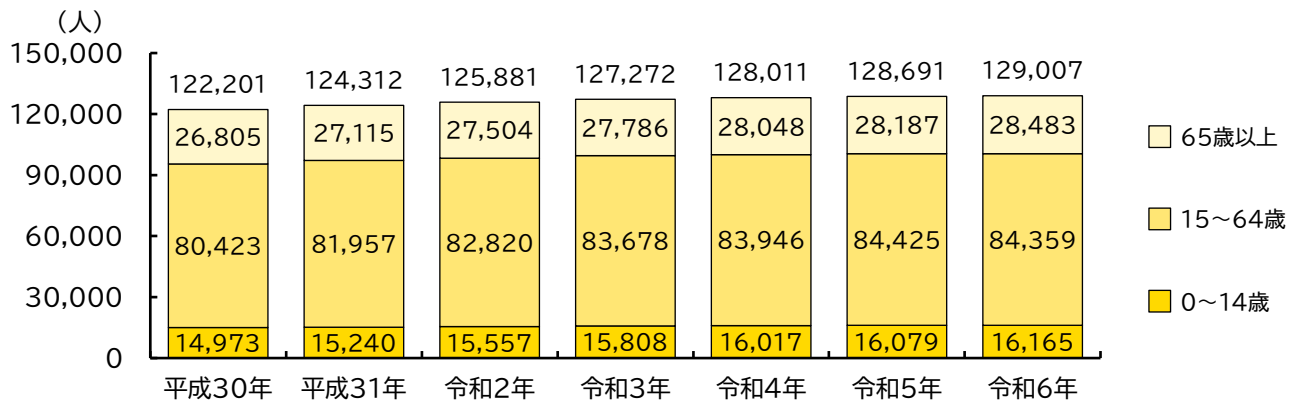
計画
本文



▶子どもの人口状況

国分寺市の総人口は増加傾向で推移しており、今後もこの傾向は一定期間継続することが見込まれていますが、令和22年の132,061人をピークに、それ以降は減少傾向になることが見込まれています。

本市の年齢3区分別人口の推移

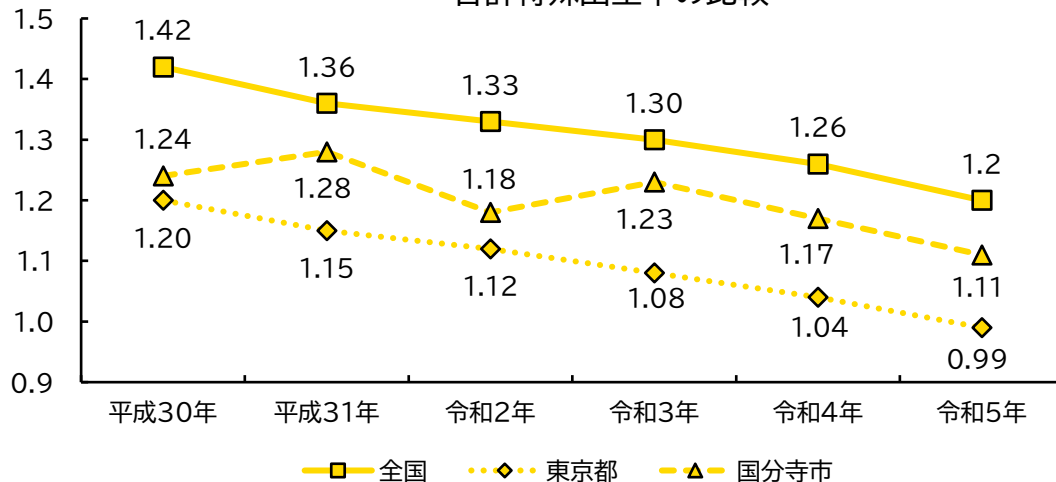


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

▶妊娠・出産を取り巻く状況

「15～49歳」の女性の年齢別出生率の合計である合計特殊出生率の推移を見ると、各年での増減はあるものの、減少傾向にあることから、子どもの人口の自然減少の要因となっています。本市の母親の年齢別出産割合を見ると、「25～39歳」が約9割を占めています。令和5年における30歳以上の女性の出産割合は、81.7%となっており、東京都77.1%、全国66.9%より高くなっています。

合計特殊出生率の比較



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」（各年1月1日）
厚生労働省「人口動態調査」（各年1月1日）

3. 計画のポイント



①

こども基本法の考え方を大切にします

計画
本文



〈背景〉

日本国憲法や子どもの権利条約の考え方に基づいて、子どもや若者が将来にわたって幸せに暮らせる社会をつくるために、令和5年4月に、こども基本法という新しい法律ができました。

国は、こども基本法に基づいて、子どもや若者に関する取組を進める国の方針として、「こども大綱」を作りました。「こども大綱」は、全ての子どもや若者が、心も体も健康に育ちながら、自分の意見を言える機会を持ち、幸せに暮らすことができる社会である「こどもまんなか社会」を目指しています。



「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、子どもや若者、子育て当事者のため、様々な取組を進めていきます。



②

子どもや若者、子育て当事者に意見を聴きました

計画
本文



〈背景〉

こども基本法では、国や地方自治体がこども政策を進める際には、子どもや若者などの意見を反映することが義務付けられています。

また、こども大綱では、こども政策の基本的な方針の1つとして、「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを挙げています。このように、計画づくりににおいても、その内容及び策定のプロセスが子どもや若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められています。



これからも、子どもや若者に関する取組を進めるときには、子どもや若者、子育て当事者などの意見を聴いていきます。

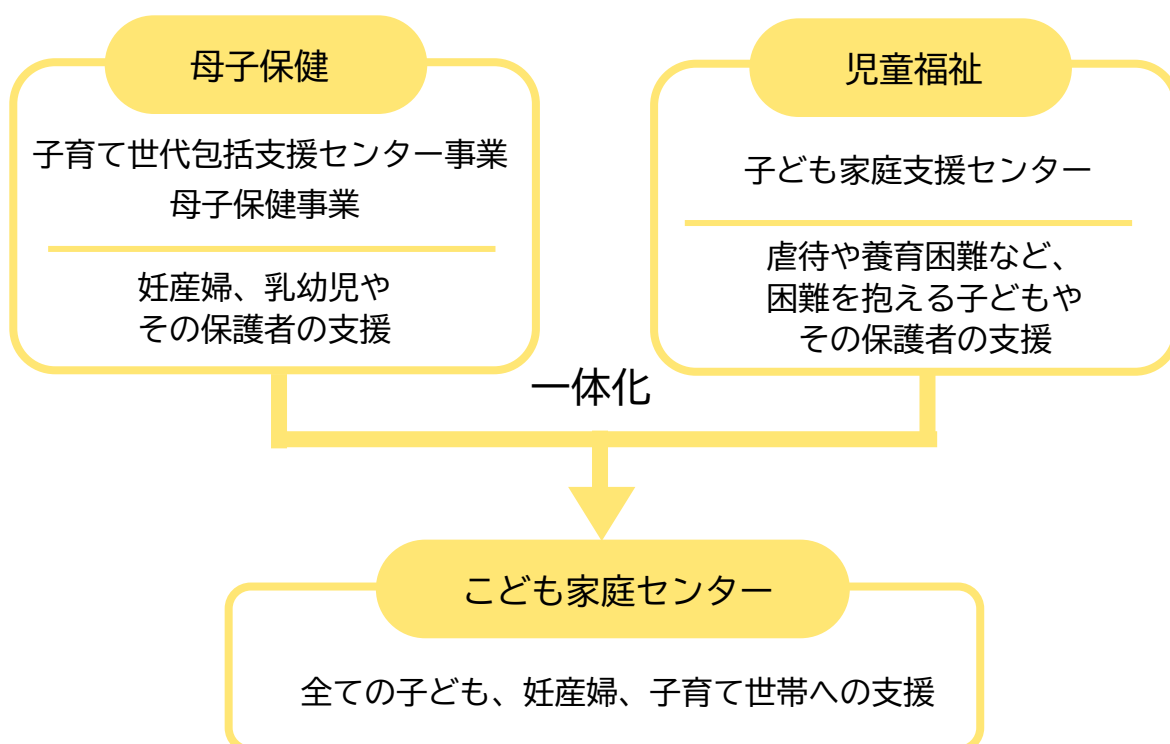


こども家庭センター



全ての子ども、妊産婦、子育て世帯を対象に、継続的・包括的支援を行う機関として、令和7年4月に「国分寺市立こども家庭センター」を国分寺市いずみプラザに設置します。

保健師・栄養士・歯科衛生士・社会福祉士・保育士などの専門職が、妊娠、出産、子育てについての相談に応じるほか、子どもの虐待やヤングケアラー支援についても、各関係機関と連携しながら、包括的に取り組みます。



▶主な事業

妊娠・出産

- 妊娠届出・母子手帳交付
- 妊婦健康診査
- ゆりかご・こくぶんじ面接
- 両親学級
- 妊婦訪問

子育て

- 離乳食講習会
- 乳幼児健康診査
- 産婦・新生児訪問
- 産後ケア事業
- 産後家事・育児支援ヘルパー派遣
- ショートステイ

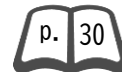
そのほか

- ヤングケアラー支援
- 児童虐待に対する相談
- 養育家庭（里親）の普及啓発

4. 子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取

子どもや若者、保護者へのアンケート調査

計画
本文



回答内容は
計画本文を
御参照ください

▶実施目的

計画策定の基礎資料として、市民の生活実態やニーズ等を把握することを目的に実施しました。

▶調査期間・実施対象・調査方法・回答状況

- ・調査期間 令和5年10月4日から10月26日
- ・実施対象 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 郵送による配付、郵送・インターネットによる回答

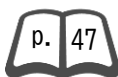
区分	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,000通	496通	49.6%
小学生とその保護者	1,000通	430通	43.0%
12歳から18歳 (中学生・高校生年代)	500通	139通	27.8%
18歳から39歳	500通	125通	25.0%

▶実施内容

区分	質問内容の例
就学前児童保護者	家庭内での子育ての役割分担について 母の就労希望について
小学生とその保護者	ホッとできる場所について 父母の就労状況について
12歳から18歳 (中学生・高校生年代)	ホッとできる場所について ヤングケアラーの認知について
18歳から39歳	不安や悩みを感じたことについて

子どもや若者への意見聴取

計画
本文



回答内容は
計画本文を
御参照ください

▶実施目的

子どもや若者から意見を聴取する取組は、こども基本法第3条及び11条に基づき、以下を目的に実施しました。

- ・子どもや若者が年齢や発達に応じて、自分の意見を表明する機会及び社会的活動に参加する機会を確保するため
- ・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和7年度から11年度）を策定するに当たり、子どもや若者から意見を聴き、計画に反映させるため

▶実施対象・時期・人数

- ・実施対象 就学前児童（5歳児）から若者（大学生・大学院生）まで
- ・実施時期 令和5年7月から令和6年2月まで
- ・実施人数 166人（実人数）

▶実施内容

実施内容はこども基本法第3条及び子どもの権利条約をもとに検討し、「子どもや若者にとっての居場所」を主なテーマとしました。

区分	主な質問内容
就学前児童	保育園や幼稚園は楽しいですか/何をしている時が一番楽しいですか 保育園や幼稚園で困っていることはありますか 保育園や幼稚園、家のどこにいと嬉しい気持ちを感じますか
小学生	施設はどのくらいの頻度で利用していますか/施設の利用目的は何ですか 施設ではどのようなときが楽しいですか/どのような理由からですか 今利用している施設とは別に、欲しい施設や場所がありますか
中学生 高校生年代	施設はどのくらいの頻度で利用していますか/施設の利用目的は何ですか 施設の魅力（好きなこと、楽しいこと）は何ですか 施設の改善して欲しいことや、望むことは何ですか
若者	これまでに自分にとっての居場所があると感じた経験がありますか それはどのようなときでしたか/どのような理由からですか あなたが必要とする居場所やあったら良いと思う居場所がありますか それはどのような理由からですか

▶基本理念

この計画の基本理念は以下のとおりです。

－ 基本理念 －

子育てと子育てでひとがつながり
子どもや若者一人ひとりが自分らしく
将来にわたって幸せに暮らせるまち

▶基本目標

この計画では、以下の3つの基本目標の下に、子どもや若者、子育て当事者への施策について、総合的な推進を図ります。なお、施策の推進を図るに当たっては、各施策間や関係組織等と連携するとともに、ライフステージを超えた一貫性のある取組を重視します。

基本目標Ⅰ

子どもや若者の権利を保障し、自分らしく成長できるよう後押しします

施策1
子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します

施策2
困難を抱える子どもや若者を支援します

基本目標Ⅱ

多様な家庭の状況を踏まえ、切れ目のない包括的な支援を充実します

施策1
子育て家庭へのサービスを充実します

施策2
特に配慮が必要な子育て家庭を支援します

基本目標Ⅲ

子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して子育て・子育てできる環境を整えます

施策1
子どもや若者の居場所を充実します

施策2
子育て家庭と地域の交流を推進します

基本目標Ⅰ

子どもや若者の権利を保障し、自分らしく
成長できるよう後押しします

全ての子どもや若者が、健やかに成長し、自分らしく幸せに生活することができるよう、子どもや若者の権利への理解を深める機会や、自らの意見を形成・表明する機会を提供します。子どもや若者が直面する問題や課題に対して、個々の状況に応じた支援や、必要な援助をします。

施策1

子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します

【重点事業】

- 通番1 学校全体での人権教育の取組の充実
- 通番2 いじめ防止に向けた取組の充実
- 通番3 障害への理解促進・普及啓発事業
- 通番4 たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供
- 通番5 児童虐待防止に関する啓発活動
- 通番6 地域ネットワーク機能強化による児童虐待の早期発見及び深刻化防止
- 通番7 子ども読書活動推進計画事業
- 通番8 小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）
- 通番9 史跡駅伝事業
- 通番10 ジュニアサマー野外活動交流会

施策2

困難を抱える子どもや若者を支援します

【重点事業】

- 通番11 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）
- 通番12 受験生チャレンジ支援貸付事業
- 通番13 不登校児童・生徒の教育環境の整備
- 通番14 学校生活支援シートの活用の推進
- 通番15 ヤングケアラー支援（啓発・支援体制構築）
- 通番16 ひきこもり支援事業（ネットワーク構築）

基本目標Ⅱ

多様な家庭の状況を踏まえ、 切れ目のない包括的な支援を充実します

多様な家庭の状況を踏まえ、妊娠期から子育て・子育ての各段階にわたって、全ての子育て家庭が切れ目のない包括的な支援・サービスを受けられる環境づくりを進めます。

特に配慮が必要な子育て家庭には、よりきめ細やかな支援・サービスを提供することで支えます。

施策1

子育て家庭へのサービスを充実します

【重点事業】

- 通番17 出産・子育て応援事業
- 通番18 地域子育て相談機関の整備
- 通番19 両親学級
- 通番20 離乳食講習会
- 通番21 産後ケア事業及び産後家事・育児支援事業
- 通番22 乳幼児健康診査
(3～4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)
- 通番23 休日診療・休日準夜診療事業
- 通番24 乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事業
- 通番25 保育コンシェルジュ事業
- 通番26 未就園児の定期的な預かり事業
- 通番27 保育人材の確保・定着のための取組
- 通番28 基幹型保育所システム事業

施策2

特に配慮が必要な子育て家庭を支援します

【重点事業】

- 通番29 児童福祉分野と母子保健分野の一体的な相談支援体制の構築
- 通番30 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 通番31 ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 通番32 児童に対する発達相談及び支援体制の整備・充実
- 通番33 障害児保育事業
- 通番34 障害児支援の提供体制の整備
- 通番35 障害児相談支援
- 通番36 医療的ケア児の支援
- 通番37 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

基本目標Ⅲ

子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが
地域で安心して子育て・子育てできる環境を整えます

子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
地域全体で子育て・子育てを支え合う環境づくりに取り組むことで、子育て家庭と地域との
交流を図ります。

施策1

子どもや若者の居場所を充実します

【重点事業】

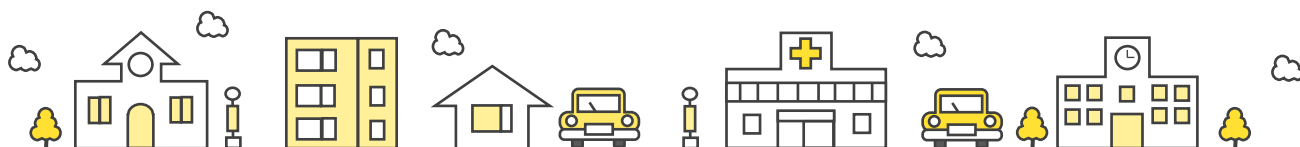
- 通番38 地域の子どもの居場所づくりの推進
- 通番39 学童保育所整備事業
- 通番40 放課後子どもプラン
- 通番41 児童館における行事の充実
- 通番42 児童館ランドセル来館事業
- 通番43 公民館子ども対象事業
- 通番44 国分寺市プレイステーション事業

施策2

子育て家庭と地域の交流を推進します

【重点事業】

- 通番45 地域における子育て支援体制づくり
- 通番46 保育所等における地域子育て支援事業
- 通番47 こくぶんじ青空ひろば
- 通番48 親子ひろば事業の充実
- 通番49 公民館における保育・託児付事業の実施



▶「子ども・子育て支援事業計画」について

この計画は、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとして、様々な計画を包含し、複数の位置づけを持つものとなっています。

この計画の第5章では、主に子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として、同法に定められた事業等について、各年度の量の見込み及びその確保の方策等について記載します。

▶人口の見込み

「子ども・子育て支援事業計画」で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口は、国分寺市人口ビジョン（第3版）（令和5年12月策定）の数値に、令和6年度実績値を反映し推計しました。

なお、人口ビジョンは、コーホート要因法を用いており、今回の推計では、令和5年4月1日住民基本台帳人口（日本人・外国人の総数）を基準とし、生残率、出生率及び純移動率を乗じて算出しています。

人口推計によると、0歳から11歳までの子どもは、令和6年度をピークに減少することを想定しています。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	866	857	845	836	830
1歳	916	898	889	876	861
2歳	995	916	898	889	876
3歳	1,031	1,000	921	902	894
4歳	1,064	1,041	1,010	929	910
5歳	1,065	1,069	1,046	1,015	933
6歳	1,157	1,082	1,086	1,062	1,031
7歳	1,166	1,164	1,087	1,093	1,068
8歳	1,202	1,170	1,168	1,091	1,097
9歳	1,213	1,209	1,177	1,175	1,096
10歳	1,114	1,222	1,218	1,186	1,184
11歳	1,118	1,117	1,226	1,222	1,189
0歳～5歳計	5,937	5,781	5,609	5,447	5,304
0歳～11歳計	12,907	12,745	12,571	12,276	11,969

（各年度4月1日時点）

▶幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等

各認定区分に応じた量については、以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

1号認定

3～5歳 教育認定：認定こども園、幼稚園

1号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育施設の幼稚園、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,212	1,161	1,072	996	930
確保方策	1,212	1,161	1,072	996	930

2号認定

3～5歳 保育認定：認定こども園、保育所

2号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育・保育施設及び認可外保育施設で確保することとします。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,948	1,949	1,905	1,850	1,807
確保方策	2,081	2,086	2,086	2,086	2,086

3号認定

0～2歳 保育認定：認定こども園、保育所、地域型保育事業

3号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することとします。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,544	1,473	1,470	1,471	1,467
確保方策	1,611	1,606	1,606	1,606	1,606

▶地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村（国分寺市）が地域の実情に応じて実施する子育て支援サービスです。各事業について、以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業						
量の見込み	か所数	6	6	6	6	6
確保方策		6	6	6	6	6
時間外保育事業						
量の見込み	人	410	407	401	394	389
確保方策		3,418	3,388	3,341	3,287	3,240
放課後児童健全育成事業（学童保育所）						
量の見込み	人	2,171	2,210	2,247	2,233	2,221
確保方策		1,483	1,593	1,753	1,833	1,913
放課後子供教室（放課後子どもプラン）						
量の見込み	人日※	88,540	88,720	88,810	87,570	87,570
確保方策		88,540	88,720	88,810	87,570	87,570
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）						
量の見込み	人日	65	65	65	65	65
確保方策		361	361	362	361	361
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み	人	866	857	845	836	830
確保方策		866	857	845	836	830
養育支援訪問事業						
量の見込み	人日	136	136	136	136	136
確保方策		136	136	136	136	136
子育て世帯訪問支援事業						
量の見込み	人日	57	57	57	57	57
確保方策		57	57	57	57	57
親子関係形成支援事業						
量の見込み	人	18	18	17	17	16
確保方策		18	18	17	17	16

※人日…利用者数と利用日数を掛け合わせた単位です。

事業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業（親子ひろば事業）							
	量の見込み	人日	50,700	53,821	52,886	56,446	60,430
	確保方策		50,700	53,821	52,886	56,446	60,430
	実施か所数	か所数	8	8	8	8	8
一時預かり事業							
	量の見込み	人日	44,946	44,951	43,969	42,745	41,767
	確保方策		44,946	44,951	43,969	42,745	41,767
病児保育事業（病児・病後児保育事業）							
	量の見込み	人日	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
	確保方策		5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）							
	量の見込み	人日	5,324	5,172	4,995	4,910	4,800
	確保方策		4,950	4,986	5,023	5,060	5,097
妊婦健康診査事業							
	量の見込み	人	876	867	855	846	840
	確保方策		876	867	855	846	840
妊婦等包括相談支援事業							
	量の見込み	回	1,808	1,790	1,764	1,746	1,733
	確保方策		1,808	1,790	1,764	1,746	1,733
産後ケア事業							
	量の見込み	人日	1,210	1,188	1,152	1,126	1,113
	確保方策		1,210	1,188	1,152	1,126	1,113
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）							
	量の見込み	人日	9	9	9	24	23
	確保方策		0	9	9	24	23
実費徴収に係る補足給付を行う事業							
	量の見込み	－	引き続き国等の動向を勘案しながら本事業を実施します				
	確保方策						



国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画 (令和7年度～令和11年度)

概要版

発行 令和7年2月
編集・発行 国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課

185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号
電話 042-325-0111 (内線2601)
E-mail kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp